

整理番号 37

| | | | | | | |
|----|-------|-----------------------------------------------------------------------------------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------|-------|--|
| 決裁 | 会派代表者 |  | 経理責任者 |  | 経理担当者 | |
|----|-------|-----------------------------------------------------------------------------------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------|-------|--|

支出証拠書

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・盛月 寿美)

| | | | |
|------|----------------------------------------------------------------|-----|------------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費 | | |
| 内容 | 携帯電話通話料 | | |
| 年月日 | 平成30年8月10日~平成 | 年月日 | 金額 5,426 円 |

| | |
|-----------------------------------------------|----------------------|
| 目的 | 調査研究など政務活動を行うための通信手段 |
| 使途 | 携帯電話通話料 7月分 |
| 政務活動・ 県政との 関連性 | |
| <<領収書貼付枠>> クレジットカード払い 明細別添 No. 38 (=添付) | |

| | | | |
|---------------------|-----------|---------|----------------|
| 按分の理由 | 領収書金額 (a) | 按分率 (b) | 政務活動費支出額 (a×b) |
| 私用としての利用があるため、按分する。 | 10,853 円 | 1/2 | 5,426 円 |
| | | % | |

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

| | |
|------|----|
| 整理番号 | 38 |
|------|----|

| | | | | | | |
|----|-------|-----------------------------------------------------------------------------------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------|-------|--|
| 決裁 | 会派代表者 |  | 経理責任者 |  | 経理担当者 | |
|----|-------|-----------------------------------------------------------------------------------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------|-------|--|

支出証拠書

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・盛月 寿美)

| | | | |
|------|---------------------------------------------------------|-----|------------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費 (事務費) 事務所費・人件費 | | |
| 内容 | インターネット接続料 | | |
| 年月日 | 平成30年8月10日~平成 | 年月日 | 金額 4,648 円 |

| | |
|----------------------------------|------------------------|
| 目的 | 調査研究など政務活動を行うための情報収集手段 |
| 使途 | インターネット接続料 月分 |
| 政務活動・ 県政との 関連性 | |
| <<領収書貼付枠>> クレジットカード払い 明細別添 | |

| 按分の理由 | 領収書金額 (a) | 按分率 (b) | 政務活動費支出額 (a×b) |
|---------------------|-----------|---------|----------------|
| 私用としての利用があるため、按分する。 | 9,297 円 | 1/2 | 4,648 円 |
| | | % | |

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

ご利用代金明細照会 確定

ご利用明細

印刷日時:2018年9月12日 21:28

盛月 寿美 様 ご利用明細(確定)を表示しております。

| | | | |
|-------------|------------|-------|------------|
| カード種類 | 一般 | 照会月 | 2018年8月 |
| カード名称 | しずぎんjoyca | 明細作成日 | 2018年7月24日 |
| カード番号 | XXXXXXXXXX | | |
| お支払日 | 2018年8月10日 | | |
| 今回ご請求合計額 | | | 円 |
| (1)今回ご請求額 | | | 円 |
| (2)事前お支払額 | | | 円 |
| 合計[(1)-(2)] | | | 円 |

ショッピングご利用分

| 日付 | 金額 | 利用内容 | 支払回数 | 請求額 | 支払額 | 残高 |
|---------------|-------|-----------------|------|--------|--------|--------|
| 2018/5/1 | | | | | | 2 |
| 2018/5/6 | | | | | | 2 |
| 2018/5/12 | | | | | | 2 |
| 2018/6/1 | | | | | | 5 |
| 2018/6/1 | | | | | | 5 |
| 2018/6/1 | | | | | | 5 |
| 2018/6/5 | | | | | | 1 |
| 2018/6/30 | V3000 | トーカイネットワーククラブ | 1回払い | 1,296 | 1,296 | No. 38 |
| 2018/6/30 | V3000 | 株式会社トコちゃんねる静岡 (| 1回払い | 3,729 | 3,729 | No. 38 |
| 2018/6/30 | V3000 | ドコモご利用料金 7月分 | 1回払い | 10,853 | 10,853 | No. 37 |
| 2018/7/2 | V30 | | | | | |
| 2018/7/5 | V3 | | | | | |
| 2018/7/6 | V3 | | | | | |
| 2018/7/11 | V3000 | コミュファ | 1回払い | 4,272 | 4,272 | No. 38 |
| ショッピング請求確定分小計 | | | | | | |

※リボ払いご利用分のご請求額については、利用内容「ショッピングリボ」の明細行に含まれております。

表示内容について

- ・本サービスは、カードのご利用内容とご請求内容を表示しております。
- ・今回ご請求合計額に「-」(マイナス)の表示がある場合は、当該金額をカード代金支払口座へお振込み、または別のご利用代金に充当させていただきます。
- ・前回のお支払いに遅延がある場合には、ご請求の確定が遅れる場合がございます。

整理番号 40

| | | | | | | |
|----|-------|--|-------|--|-------|--|
| 決裁 | 会派代表者 | | 経理責任者 | | 経理担当者 | |
|----|-------|--|-------|--|-------|--|

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・盛月 寿美)

| | | | |
|------|--------------------------|----|---------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費 | | |
| 内容 | NPO 法人三保の松原・羽衣村 平成30年度会費 | | |
| 年月日 | 平成 30年8月16日~平成 年 月 日 | 金額 | 3,080 円 |

| | |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会の趣旨・目的 | 世界遺産富士山の構成資産・三保松原の保全のため、環境整備事業等を行う |
| 会の活動内容等 | <ul style="list-style-type: none"> ・三保松原が世界遺産富士山の構成資産であることの意識啓発 ・三保松原の芸術交流・文化観光推進 ・三保松原の環境保全とそのため教育 |
| 政務活動・県政との関連性 | 世界遺産富士山の構成資産・三保松原の保全と、後世への伝承のための取り組みに反映する。 |

ご利用明細票

| | | |
|----------|---------------|-----------|
| お取扱日 | 店番 | 取扱番号 |
| 30-08-16 | 23357 | A93160017 |
| 取扱店 | シス・イカケンチャヨナイ | |
| 払込口座 | 00880-3 | 80192 |
| 払込金額 | *3,000 料金 *80 | |

振替受付票
 私込みの証拠となるものですか
 なら大切に保存して下さい。
 料金には、消費税等が含まれています。
 (ゆづりちよ銀行)

三保の松原・羽衣村

盛月 寿美

入金額 *3,100
おつり *20

はじめての投資信託をゆづりちよが応援します！

印紙税申告納付につき廻町 税務署承認済

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 (定款)

| 按分の理由 | 領収書金額 (a) | 按分率 (b) | 政務活動費支出額 (a×b) |
|-----------------|-----------|---------|----------------|
| 全て政務活動によるものである。 | 3,080 円 | 100% | 3,080 円 |

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

特定非営利活動法人 三保の松原・羽衣村 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人三保の松原・羽衣村という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県静岡市清水区三保1282番地の1に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、三保の松原を生活・学びの場としている地域住民と三保の松原を訪れる国内外の方たちに対して、三保の松原の風土の文化（地理、地勢、歴史、文学、芸術、芸能、伝説、信仰、産業、環境問題）などを研究しこれを啓蒙するため資料をまとめ企画を行う事業（三保の松原の意識啓蒙事業）三保の松原を主軸の芸能を活用し楽しく交流を促すための事業（三保の松原の芸能交流事業）三保の観光の資質を利用し三保を訪れた時、自然に三保の文化を楽しめるように工夫を凝らす事業（三保の松原の文化・観光推進事業）を行い、三保の文化を伝えるとともに地域（日本）の名勝の環境を守るといふ日本人として極めて当たり前の心情を確実に人々の心に根づかせる事業（三保の松原の環境保全と、その啓蒙と教育のための事業）を通じ、日本の風土・自然・文化を尊び、誇りを持ち郷土愛にあふれ、その他日本にある尊い名勝地にも見識と理解を持つことのできる地域づくりと人づくりに寄与することを目的にする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表のうち、次に掲げる活動を行う。

- (1)社会教育の推進を図る活動
- (2)まちづくりの推進を図る活動
- (3)文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4)環境の保全を図る活動
- (5)観光の振興を図る活動
- (6)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1)三保の松原の意識啓蒙事業
- (2)三保の松原の芸能交流事業
- (3)三保の松原の文化・観光推進事業
- (4)三保の松原の環境保全と、その啓蒙と教育のための事業

(5) その他、この法人の目的を達成するのに必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して会の活動を支援するために入会した個人並びに法人・団体

(入会)

第7条 正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) この法人が行う各種活動に積極的に参加することができ協調が可能であること。
 - (2) この法人の目的を達するための技量、経験又は見識を備えていること。
- 2 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人又は団体にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を1年以上滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、その会員を除名することができる。

- (1) 法令及びこの定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 他の会員の名誉を傷つけ、又は会員内の協調を乱す行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に対し、除名の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(役員の種類及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 1人以上
- (3) 理事(理事長及び副理事長を含む。) 3人以上
- (4) 監事 1人以上

(役員を選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。
- 3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(役員職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐して業務を掌理し、理事長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務の執行を決定する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、その役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員に対し、解任の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問、相談役)

第20条 この法人に顧問、相談役を置くことができる。

- 2 顧問、相談役は理事会の推薦に基づき、理事長が委嘱する。
- 3 顧問、相談役は本法人の運営に関して理事長の諮問に答え、理事会又は総会に出席して意見を述べることができる。

(職員)

第21条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(総会の種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第24条 総会は、この法人の運営に関する次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算の決定並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他この法人の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第25条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面等により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、会議に出席した正会員のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の議決があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(理事会の構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (理事会の開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面等により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (4) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、会議に出席した理事のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び活動予算)

第45条 この法人の事業計画及び活動予算は、理事長が作成し、総会において議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入・支出することができる。

2 前項の収入・支出は、新たに成立した予算の収入・支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第47条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の

追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を経て、総会において、議決を経なければならない。

2 会計の決算上、剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第50条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この定款を変更しようとするときは、総会において、出席した正会員の4分の3以上の多数の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散時点における総会において議決承認された者に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行に関し必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

| | |
|----------------|----------|
| (1)正会員（個人） | 3,000円 |
| (2)賛助会員（個人） | 一口1,000円 |
| (3)賛助会員（法人・団体） | 一口5,000円 |
- 3 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成16年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成16年3月31日までとする。

(別紙)

設立当初の役員名簿

| 役 職 名 | 氏 名 |
|---------|--------|
| 理 事 長 | 宮城島 史人 |
| 副理事長 | 高木 桂藏 |
| 副理事長 | 水越 秀成 |
| 事務局長 理事 | 遠藤 まゆみ |
| 理 事 | 坪井 雪子 |
| 理 事 | 長澤 知子 |
| 理 事 | 深見 幸男 |
| 理 事 | 望月 喜美子 |
| 理 事 | 門口 行子 |
| 監 事 | 藤浪 秀子 |

平成 30 年度会費納入のお願いと総会のお知らせ

会員各位

NPO法人三保の松原・羽衣村事務局

今年度の総会と30年度の会費納入のお知らせです。

前年度ペレターザーとペレットオープンをクラウドファンディングにかけることで決議いただいておりましたが、県ふじの国交流財団のご紹介で(株)シーラック様から補助金をいただきペレターザーを無事購入しました。今東海大学臨海実験室にて置いていただいております。従いまして次はペレットを使用するペレットオープンを得れば良いだけの状況となりました。これら経緯につきましては総会の席で詳しくご説明させていただきたいと思っております。総会当日この機械をお見せしたかったのですが、臨海実験室は祭日は開いておらず重量のある機械で移動もできません。映像のみをお見せすることになると思っております。今回は総会の後詳しくお話させていただこうと思っております。

30 年度総会

日時 平成 30 年 6 月 17 日 (日) 13時より

場所 東海大学三保研修館

静岡市清水区三保 2389 TEL 054-335-3315

バスの方は三保線の水族館行をご利用下さい。JR清水より毎時15分と45分にバスがあります。

| | | |
|-------------|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 13時 ~13時40分 | 総会 議事 | 1 平成 29 年度事業・収支決算報告 1 平成 30 年度事業・予算案 1 理事の再任 1 定款の変更 1 クラウドファンディングについて 1 意見交換 その他 |
|-------------|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|

14時00分~15時00分

羽衣ルネッサンス構想

羽衣村の目指す循環型社会の実現と
その経緯について

事務局長

連絡先 NPO法人三保の松原・羽衣村

清水区三保1282-1 TEL054-334-1236 okami@hagoromo-hotel.co.jp

整理番号 41

| | | | | | |
|----|-------|--|-------|--|-------|
| 決裁 | 会派代表者 | | 経理責任者 | | 経理担当者 |
|----|-------|--|-------|--|-------|

支出証拠書

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・盛月 寿美)

| | | | |
|------|-----------------------------------------------------|-----|-----------|
| 経費項目 | 調査研究費 研修費・広聴広報費・要請精等報酬・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費 | | |
| 内容 | 静岡県工業技術研究所、農林技術研究所にて調査 | | |
| 年月日 | 平成30年8月23日～平成 | 年月日 | 金額 4,100円 |

| | |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 目的 | 県政の課題調査 (地場産業振興) |
| 使途 | JR乗車券、駐車場代 |
| 政務活動・県政との関連性 | 工業技術研究所・沼津工業技術センターと、農林技術研究所・果樹研究センターを視察調査、研究開発の取り組み、成果や課題を調査した。本県地場産業の振興のため研究への支援、販路拡大など今後の施策に反映させる。 |

《領収書貼付枠》

領収書
Receipt

領収年月日 2018.-8.23 様

金額 ￥3,900 (消費税等込み)

上記金額確かに領収いたしました

購入商品 JR乗車券類 JR tickets
(20786.4枚)
東海旅客鉄道株式会社
静岡駅
静岡駅MV-8発行 30787-01

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

JR静岡 ← 三島

支払者 盛月寿美

サウスポット伊伝パーキング
TEL. 054-281-6776

領収証

| | |
|-----------|----------------------|
| 精算機 #01 | A 精算No.000114 |
| 発券機 #01 | 発券No.023846 |
| 入庫時刻 | 2018年 8月23日(木) 12:14 |
| 精算時刻 | 2018年 8月23日(木) 19:50 |
| 駐車時間 | 7:36 |
| 駐車料金 | A料金 1,100円 |
| サービス券A | 1枚 -300円 |
| 店015(割02) | 1枚 -600円 |
| ===== | |
| 合計 | 200円 |
| 現金領収額 | 200円 |
| お預り | 200円 |
| お釣り | 0円 |

またのご利用をお待ちしております。

| 按分の理由 | 領収書金額 (a) | 按分率 (b) | 政務活動費支出額 (a×b) |
|----------------|-----------|---------|----------------|
| 全額政務活動によるものである | 4,100円 | 100% | 4,100円 |

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

研究所への御案内

実施日 : 平成30年8月23 (木) 午後

※ 13:00に三島駅北口で合流 (公用車に乗車)

16:30頃、静岡市 (清水) 降車


県庁 → 静岡馬車 → 三島馬車 → 公用車で視察 → 三島馬車 → 静岡馬車
(車) JR

視察先 : ① 工業技術研究所 沼津工業技術支援センター
(住所) 沼津市大岡 3981-1 (Tel) 055-925-1100



② 農林技術研究所 果樹研究センター
(住所) 静岡市清水区茂畑 (Tel) 054-376-6150

<最近のトピックス>

| | |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 沼津工業技術支援センター | <ul style="list-style-type: none">・ 県オリジナルのビール酵母の開発・ 県オリジナルの発泡性日本酒の開発 |
| 果樹研究センター | <ul style="list-style-type: none">・ エチレンを利用した果実の簡易な皮むき技術の開発・ キウイフルーツの県オリジナル品種の開発 |

担当 経済産業部 研究開発課 片瀬
電話番号 054-221-2652
(携帯電話) 

| | |
|------|----|
| 整理番号 | 42 |
|------|----|

| | | | | | |
|----|-------|-----------------------------------------------------------------------------------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 決裁 | 会派代表者 |  | 経理責任者 |  | 経理担当者 |
|----|-------|-----------------------------------------------------------------------------------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------|-------|

支出証拠書



(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・盛月 寿美)

| | | | |
|------|------------------------------------------------------|----|----------|
| 経費項目 | 調査研究費 研修費・広聴広報費・要請請託活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費 | | |
| 内容 | 「これからの働き方改革」セミナー | | |
| 年月日 | 平成30年8月31日～平成 年 月 日 | 金額 | 14,560 円 |

| | |
|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 目的 | 県政の課題調査（自治体や民間企業の働き方改革） |
| 使途 | JR、地下鉄、京浜急行電鉄乗車券および駐車場代 |
| 政務活動・ 県政との 関連性 | 働き方改革は、生産性の向上や雇用・就労形態の多様化、ワークライフバランスなど、様々な効果が期待される。先進的な取り組み事例を学び、本県においても、各自治体や民間企業における働き方改革の取り組み施策に反映させる。 |
| <<領収書貼付枠>> 別添 | |

| 按分の理由 | 領収書金額 (a) | 按分率 (b) | 政務活動費支出額 (a×b) |
|----------------|-----------|---------|----------------|
| 全額政務活動によるものである | 14,560 円 | 100% | 14,560 円 |

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

| | | | | | |
|---------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|-------|------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 決裁 | 会派代表者 |  | 経理責任者 |  | 経理担当者 |
| <p>県外調査概要書</p> <p>平成30年9月3日</p> <p>会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・盛月寿美</p> | | | | | |
| 目的 | 「これからの働き方改革」先進事例から学ぶ取り組みと課題 セミナー | | | | |
| 年月日 | 平成30年8月31日(金)～ 月 日() | | | | |
| 場所 | 時事通信ホール(東京都中央区銀座) | | | | |
| 内容 | <p>1 行程 自宅 ⇄ JR静岡駅 ⇄ 品川駅 ⇄ 泉岳寺 ⇄ 東銀座 ⇄ 時事通信ホール (車) (新幹線) (京急) (都営浅草線) (徒歩)</p> <p>2 応対者 講師等 別紙</p> <p>3 聴取内容 ・オープニングスピーチ 加藤勝信厚生労働大臣 ・基調講演①「地方創生と働き方改革について」 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局 尾田 進氏 ・基調講演②「働き方改革の実現」 株式会社三菱総合研究所政策・経済研究センター長 武田洋子氏 ・横浜市、大阪府柏原市から、自治体の働き方改革の取り組み事例発表</p> <p>4 県政への反映 働き方改革は、生産性の向上や雇用・就労形態の多様化、ワークライフバランスなど、様々な効果が期待される。 先進的な取り組み事例を学び、本県における各自治体や民間企業の働き方改革の取り組み施策に反映させる。</p> | | | | |

*本概要書は、県外における調査研究活動のために政務活動費を支出した場合に提出する。

支払者 盛月寿美

領収書
Receipt 様

領収年月日 2018.-8.30

金額 ￥13,100 (消費税等込み)

上記金額確かに領収いたしました

購入商品 JR乗車券類 JR tickets
(30234 4枚)
東海旅客鉄道株式会社

静岡駅
静岡駅MV-9発行 40235-02

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

JR静岡駅 ↔ 品川駅

領収書 様

ご利用日付 2018年08月31日

時刻 12時40分

カード番号:----

取引内容:乗車券購入 金220円

伝票番号:17112

・毎度ありがとうございます。

都東銀座駅 券 03発行
東京都交通局

印紙税法
第52条
に非課税

泉岳寺 ↔ 東銀座

NO.78889

領収書 様

金額 ￥140-

2018年-8月31日

上記金額正に領収いたしました

但し、乗車券 代金として

品川駅発行 2103
京浜急行電鉄株式会社

品川 → 泉岳寺

サウスポット伊伝パーキング
TEL. 054-281-6776

令頁 収 証 正

| | |
|---------|----------------------|
| 精算機 #01 | A 精算No.000089 |
| 発券機 #01 | 発券No.025260 |
| 入庫時刻 | 2018年 8月31日(金) 10:27 |
| 精算時刻 | 2018年 8月31日(金) 19:57 |
| 駐車時間 | 9:30 |
| 駐車料金 | A料金 1,100円 |
| ===== | |
| 合計 | 1,100円 |
| 現金領収額 | 1,100円 |
| お預り | 1,100円 |
| お釣り | 0円 |

またのご利用をお待ちしております。

JR静岡駅前 馬車場代

これからの働き方改革

～先進事例から学ぶ取り組みと課題～

日時

2018年8月31日(金)

開場 12:00 開演 13:00

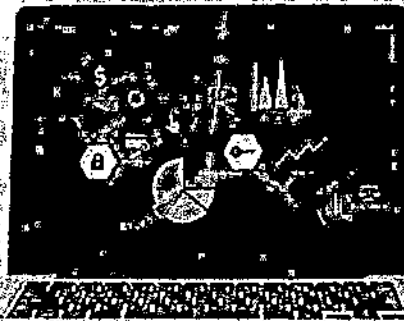
会場

時事通信ホール
東京都中央区銀座5-15-8

定員

150名

※参加申し込みが定員に達した段階で締め切りますので、お早めにお申し込みください。

自治体・
自治体関連団体
限定

6月29日「働き方改革関連法」が参院本会議で成立いたしました。生産性の向上や雇用・就労形態の多様化、ワークライフバランスなど様々な効果が期待されており、私たちの働き方にも多くの影響を与えるものです。本セミナーでは「働き方改革」という幅広いテーマではありますが、自治体の先進的な取り組み事例を紹介し、かつ、民間企業からも課題と具体的な解決策を提案いただき、参加者とともに働き方改革推進のポイントについて考えていきたいと存じます。

■プログラム

※公務の都合や諸事情により講演順、講演時間、開会時間などが変更、または講演自体が中止になる場合がございます。あらかじめご了承ください

| | | |
|-------|-------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 13:00 | オープニングスピーチ | 厚生労働大臣 加藤 勝信様 (調整中) |
| 13:15 | 基調講演① | 内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部 内閣参事官 尾田 進様 「地方創生と働き方改革について」 |
| 14:00 | 基調講演② | (調整中) |
| 14:40 | 休憩 | |
| 14:55 | 働き方改革推進 製品・ソリューション提供企業プレゼン | 民間企業様 |
| 15:25 | 休憩 | |
| 15:40 | 事例紹介① | 横浜市経済局 ライフイノベーション推進課 担当課長 森田 信一様 「横浜市のすすめる健康経営」 |
| 16:10 | 事例紹介② | 大阪府柏原市 政策推進部企画調整課 参事兼課長補佐 山本 直樹様 「地方創生推進交付金を活用した「母親労働拠点創出計画」」(仮) |
| 16:40 | 取材現場から | 時事通信社 編集委員 武部 隆様 「働き方改革は地域ぐるみで～人口減少に負けない社会づくり～」 |
| 17:15 | 終了 | |

主催：(株)時事通信社、(株)イシジ 協賛：ドコモ・システムズ(株) 後援(予定)：厚生労働省、全国市長会、全国町村会など

お問い合わせは、下記時事通信社「自治体実務セミナー事務局」まで

TEL ☎ 03-3524-6963 / FAX ☎ 03-3542-5554 / E-mail ☎ ijyokikaku@grp.jijil.co.jp

Webサイト ☎ <http://www.ijamp.jijil.com/sympo/2018/07/> (申込・詳細案内ページ)

整理番号 43

| | | | | | |
|----|-------|--|-------|--|-------|
| 決裁 | 会派代表者 | | 経理責任者 | | 経理担当者 |
|----|-------|--|-------|--|-------|

支出証拠書

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・盛月 寿美)

| | | | |
|------|------------------------------------------------------|-----|-----------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費(資料購入費)・事務費・事務所費・人件費 | | |
| 内容 | 新聞購読料 | | |
| 年月日 | 平成30年8月31日~平成 | 年月日 | 金額 5,366円 |

| | |
|----------------------|-----------------------------|
| 目的 | 県政、社会情勢等に関する情報収集 |
| 使途 | 新聞購読料 2018年 8月分 |
| 政務活動・ 県政との 関連性 | 日々情報収集し、県に対する政策提言や質問の参考にする。 |
| 《領収書貼付枠》 | |

領収証 平成30年 8 月分 0265

領収証

平成30年 8月分
(518) 157.00自振
お問合せNo. []

盛月 寿美様

盛月寿美様

| 銘柄 | 部数 | 金額 | 合計 |
|----------|----|------|------------------|
| 毎日新聞(朝刊) | 1 | 3353 | 6,333円 (消費税込) |
| 静岡新聞 | 1 | 2980 | |

| 銘柄 | 部数 | 単価 | 金額 | 備考 |
|----------|----|-------|-------|----|
| 日本経済新聞朝刊 | 1 | 4,400 | 4,400 | |

合計金額 4,400円

年月日 上記の通り領収しました。

株式会社 **シメズ新聞**
本店 静岡市清水区大手
(TEL) 366-1577 (FAX) 367-9289
(フリーダイヤル) 0120-1577-01

ユースサッカー新聞にチーム紹介等の掲載希望の方はご連絡下さい。無料です。



株式会社 **中島新聞**
静岡市清水区本郷町 6-15
本店 366-5282 南店 351-3555
飯田店 367-7533 北脇店 345-5780

暦の上では秋となりましたが、残暑が厳しい毎日です。体調管理にはお気を付け下さい!(^^)!

担当者:

支払日 8月27日

| | | | |
|---------------------|----------|--------|---------------|
| 按分の理由 | 領収書金額(a) | 按分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
| 私用としての利用があるため、按分する。 | 10,733円 | 1/2 | 5,366円 |
| | | % | |

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 44

| | | | | | |
|----|-------|--|-------|--|-------|
| 決裁 | 会派代表者 | | 経理責任者 | | 経理担当者 |
|----|-------|--|-------|--|-------|

支出証拠書 (自動車燃料代)

【 8 月分】 (会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・盛月 寿美)

| | | | |
|------|----------------|-------------|-------------|
| 区分 | 前回給油(領収書貼付分) A | 今回(直近の)給油 B | 総走行距離 C=B-A |
| 年月日 | 年 月 日 | 年 月 日 | |
| 走行距離 | km | km | km |

| (経費項目別充当額) | | | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-----------|---------|
| 経費項目 | 走行距離 (km) | 積算方法※ | 充当額 (円) |
| 事務費 | | 円× km/ km | 4,723 |
| ※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km) ※領収書による充当方式 ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km) ・充当限度割合による按分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合 | | | |
| ≪支払証明≫上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名 | | | |

| |
|--------------------|
| ≪領収書貼付枠≫ 別添 |
|--------------------|

| | | | |
|--------------------------|-----------|---------|----------------|
| 按分の理由 私用での利用もあるため按分する | 領収書金額 (a) | 按分率 (b) | 政務活動費支出額 (a×b) |
| | 9,447 円 | 1/2 % | 4,723 円 |

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

Mobil

領収書

日星コーポレーション(株)
 大和町カピタルビル
 静岡県静岡市駿河区大和2丁目8-22
 TEL:054-289-0145
 2018/08/16(木)18:01

現金フリー 様
 1-05560-00013 07027 0000
 売上 現金引手
 シナジーレギュラー
 000260 ¥4720
 31.26L @151.0 L-2 N-4
 (内ガンリン税 @53.8 ¥1682)

小計 ¥4,720
 (内消費税等 ¥350)
 合計 ¥4,720
 ※上記にて領収書とさせていただきます
 No.0297 担当:0007
 POS番号01
 2018/08/16 釣銭伝票No.2607

ENEOS

納品書(領収書)

2018年08月31日 20:40

売上
 Tカード会員 様
 現金会員
 車両番号 実車番
 0026-00
 レギュラー P18
 数量 31.51L *
 単価 (150円) ¥4,727

合計 ¥4,727
 (内消費税等(8.00%) ¥350)
 お預り ¥5,000
 お釣り ¥273
 Tカード番号:
 ポイント:基本P 21P
 特別P 0P
 特別P(SS) 42P
 今回計 63P
 利用可能ポイント 1135P

 このT会員番号は会員情報が未反映のためポイントは貯まりますがご利用はできません。ポイント利用されるには、お客様ご自身で、カード裏面のTサイトより会員情報登録をおねがいいたします。(14)

 本日付与されたポイントは2~3日目以降に反映されます。有効期限切等の理由で、Tカードにポイントが加算されないことがあります。詳細はwww.tsite.jpにてご確認下さい。

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。

株式会社 ENEOSウイング
 DDセルフ梅が岡SS
 静岡県 静岡市 清水区
 梅が岡7-15
 TEL:0543-53-8822 SS-480395
 レシートNo 6880-06
 テレホンNo9749-9750
 0026-0000 2018/08/31